

議案第 6 号

利根町地域公共交通活性化協議会条例の一部を改正する条例

利根町地域公共交通活性化協議会条例（令和 5 年利根町条例第 5 号）の一部を次のように改める。

第 3 条中「19 人」を「20 人」に改め、同条第 4 号を次のように改める。

（4） 茨城県運輸支局の職員 2 人

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

利根町地域公共交通活性化協議会に地域の実情に即したバス等の輸送サービスの実現のために必要な委員を増員したいので提案する。